

平成19年3月27日

条例第20号

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、熊本県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障することにより、広域連合の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、事業を営む個人に関する情報及び法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報に含まれている当該法人等の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(収集の制限)

第3条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、かつ、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段

により収集しなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づいて収集する上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる個人情報

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に基づいて収集するとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 国、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- (6) 所在不明、精神上的障害により事理を識別する能力を欠く常況にある等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会の意見を聴いて特に必要があると認められるとき。

（利用及び提供の制限）

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて個人情報を実施機関内において利用し、又は実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に基づいて利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 国等に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、実施機関が熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会の意見を聴いて特に必要があると認められるとき。

(電子計算機結合による提供の制限)

第5条 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、提供先において安全確保の措置が講じられている場合を除き、実施機関以外のものとの通信回線での電子計算機の結合による個人情報の外部提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を行ってはならない。

2 実施機関は、前項の規定により外部提供を行う場合は、あらかじめ熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会の意見を聴くものとする。

(個人情報の適正管理)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、当該事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(登録簿の作成等)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）

について、登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を前項の登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 個人情報の収集方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

（開示の請求）

第9条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する個人情報取扱事務（前条第3項に規定する事務を除く。）に係る自己の個人情報（電磁的記録に記録されている個人情報にあっては、現に使用しているプログラムを用いて出力できるものに限る。以下同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）の法定代理人（以下「法定代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

（開示請求の方法）

第10条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人

情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示義務)

第 11 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求の対象となった個人情報に、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの
- (2) 開示請求の対象となった個人情報に、法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの
- (3) 診療、指導、相談、選考その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあると認められるもの
- (4) 実施機関若しくは実施機関相互間又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等に関する個人情報であって、開示することにより、当該又は同趣の審議、検討、調査研究等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの
- (5) 国等との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの
- (6) 実施機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他の事務事業に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、又はその円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの
- (7) 開示することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる情報

- (8) 法令等の定めるところにより開示することができないと認められるもの
- (9) 未成年者等の個人情報であって、当該未成年者等の法定代理人に開示することが、当該未成年者等の利益に反すると認められるもの

(部分開示)

第 12 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報部分を除いて開示することがこの条例の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。

(公文書の存否に関する情報)

第 13 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第 14 条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、当該開示請求書の提出があった日の翌日から起算して 14 日以内に、当該開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定(当該開示請求に係る個人情報が存在しない場合及び前条に規定する開示請求を拒否する場合を含む。以下「開示決定等」という。)をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。この場合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を当該書面に併せて付記するものとする。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第 1 項に規定する期限までに同項の決定をすることができないときは、開示請求書の提出があった日の翌日から起算して 45 日を限度として、その期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに開示請求者に対し、当該延長の期限及び理由を書面により通知しなけ

ればならない。

(開示の実施及び方法)

第15条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに個人情報の開示の実施をしなければならない。

2 個人情報の開示の方法は、規則で定める。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録された公文書を直接開示することにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書に代えてその写しにより開示することができる。

4 第10条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易開示)

第16条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第10条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第14条第1項の規定による開示決定等を行わず、開示するものとする。この場合において、開示の方法は実施機関が別に定めるところによるものとし、第15条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

3 第10条第2項の規定は、前2項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(訂正の請求)

第17条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第9条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の方法)

第18条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求の箇所及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第10条第2項は、訂正請求をしようとする者について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、訂正請求書の提出があったときは、必要な調査を行い、当該訂正請求書の提出があった日の翌日から起算して30日以内に、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期限までに同項の決定をすることができないときは、訂正請求書の提出があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに訂正請求者に対し、当該延長の期限及び理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止の請求)

第20条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報が適法に取り扱われていないと認めるときは、その利用の停止、消去又は外部提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

2 第9条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求の方法)

第21条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第10条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

(個人情報の利用停止義務)

第 22 条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第 23 条 実施機関は、利用停止請求書の提出があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止請求書の提出があった日の翌日から起算して 30 日以内に、当該利用停止請求に係る個人情報について、利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定により個人情報の利用停止をしない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第 1 項に規定する期限までに同項の決定をすることができないときは、利用停止請求書の提出があった日の翌日から起算して 60 日を限度として、その期限を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに利用停止請求者に対し、当該延長の期限及び理由を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第 24 条 この条例の規定に基づく請求に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求に基づき、個人情報が記録されている公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。

(不服申立て)

第 25 条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対し、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る実施機関は、次に掲げるときを除き、当該不服申立てに関する事項について、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して

当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

- (1) 当該不服申立てを却下するとき。
- (2) 当該不服申立てに係る請求を容認するとき。

(熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会)

第 26 条 前条の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議するため、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議することができる。
- 3 審査会は、委員 5 人以内で組織する。
- 4 委員は、公正さ及び中立性が確保され、かつ、個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから広域連合長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 8 不服申立てに係る審査会の内容は、公表する。
- 9 前各項及び次条から第 29 条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限)

第 27 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る公文書の提示を求めることができる。

この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を分類し、又は整

理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立人、参加人又は実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、参考人に陳述を求め、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第28条 不服申立人等は、審査会に対し、口頭で意見を述べる機会を付与するよう求めることができる。この場合において、審査会は、その必要がないと認めるときは、当該機会を付与しないことができる。

- 2 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

- 3 審査会は、不服申立人等から意見書又は資料が提出されたときは、その内容を不服申立人等（当該提出者を除く。）に通知するものとする。

（提出資料の閲覧等）

第29条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧等を求めた当該不服申立人等以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

（苦情の処理）

第30条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

（他制度との調整等）

第31条 法令等（熊本県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第19号）を除く。）に自己に関する個人情報の開示、訂正又は利用停止その他これらに類する手続が規定されているときは、その定めるところによる。

- 2 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保有されている情報

(4) 広域連合の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報

(国等との協力)

第 32 条 広域連合長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国等に要請し、又は国等の協力の要請に応じるものとする。

(運用状況の公表)

第 33 条 広域連合長は、毎年 1 回、この条例の運用の状況について公表しなければならない。

(委任)

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(熊本県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 熊本県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 19 年条例第 15 号)別表第 1 に次のように加える。

| | | |
|-------------|----|---------|
| 個人情報保護審査会委員 | 日額 | 10,000円 |
|-------------|----|---------|

附 則(平成 21 年 11 月 26 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。